

京都市教育長訓令甲第1号
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市教育長 稲田 新吾

第3条学校指導課の款第14号中「新普通科系高校開設準備室」を「開建高校開設準備室」に、「新美工開設準備室」を「美術工芸高校開設準備室」に改め、同条新普通科系高校開設準備室の款を次のように改める。

開建高校開設準備室

- (1) 開建高校の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 開建高校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 開建高校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

第3条新美工開設準備室の款中「新美工開設準備室」を「美術工芸高校開設準備室」に改め、同条総合育成支援課の款第5号中「課内庶務」を「課内及び北総合支援学校分校開設準備室の庶務」に改め、同款の次に次の1款を加える。

北総合支援学校分校開設準備室

- (1) 北総合支援学校分校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 北総合支援学校分校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 北総合支援学校分校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)